住所　愛知県半田市住吉町２丁目142番地14
金正男　昭和13年２月25日生
任潤仙　昭和16年６月24日生
住所　名古屋市北区柳原１丁目20番16号
金直子　昭和44年８月28日生
住所　愛知県東海市加木屋町小家ノ脇５番地390
金龍紀　昭和26年５月24日生
住所　名古屋市中川区尾頭橋３丁目22番８号
呉茂春　昭和41年１月21日生
住所　愛知県知立市谷田町西２丁目11番地５
李順子　昭和18年３月５日生
住所　名古屋市千種区霞ケ丘２丁目２番５―309号
王暁美　昭和62年11月20日生
住所　名古屋市南区宝生町４丁目32番地
アユミ・ロペス・マツオカ　昭和63年８月14日生
住所　富山市東富山寿町２丁目１番５号
金英雄　昭和29年12月８日生
安京順　昭和29年10月31日生
金昌徳　昭和58年10月３日生
金緑香　昭和61年８月26日生
住所　茨城県水戸市城南２丁目14番36号
金昌洙　昭和56年４月２日生
住所　福井県坂井市春江町江留中第27号11番地４
鄭佳津江　昭和40年２月15日生
崔紫陽　平成３年９月22日生
崔美穂　平成５年10月10日生
崔結香　平成７年11月７日生
住所　長野市大字風間1170番地７
朴源守　昭和27年10月14日生
梁弘子　昭和31年４月８日生
朴景子　平成２年６月２日生
住所　山梨県甲府市大手２丁目２番33号
朴裕子　昭和62年３月２日生
住所　大阪市西成区玉出東１丁目10番15号
梁蘭兒　昭和45年６月７日生
住所　大阪府枚方市茄子作１丁目４番２―102号
宋正禧　昭和36年１月４日生
住所　大阪府箕面市箕面６丁目１番１号
李相蓮　昭和21年７月14日生
金美香　昭和50年10月15日生
金香惠　昭和52年１月13日生
住所　大阪市生野区新今里３丁目11番26号
ドゲ・ジャン・オタゲ　昭和56年５月23日生
住所　大阪市生野区巽東３丁目13番28―106号
姜富子　昭和40年８月８日生
邊歩　平成９年４月13日生
姜涼　平成14年11月８日生
住所　大阪府東大阪市松原２丁目４番14号
胡文萍　昭和40年６月17日生
黄志剛　平成11年９月30日生
黄天隆　平成14年９月12日生
住所　大阪府東大阪市水走２丁目５番８―303号
胡勇　昭和61年11月20日生
住所　東京都北区田端２丁目12番５―203号
雷燕　昭和39年４月19日生
住所　滋賀県草津市野路町1960番地５
エルネスト・ツトム・ユアサ　昭和36年12月２日生
エリカ・ウエダ・ユアサ　昭和42年１月30日生
アケミ・ユアサ　平成６年12月17日生
ツヨシ・ユアサ　平成16年９月３日生
住所　東京都中野区本町４丁目38番25―903号
李軍　昭和41年３月８日生
住所　埼玉県児玉郡神川町大字熊野堂155番地３
フェルナンド・ブルセ・ヤマモト・ネット　昭和62年９月２日生
住所　埼玉県秩父郡東秩父村大字坂本1259番地
エレナ・チネン・オシロ・デ・ウネ　昭和33年４月30日生
住所　東京都北区豊島５丁目５番９―1310号
高華沙　昭和54年12月５日生
住所　東京都大田区東六郷２丁目19番８号
孟洪波　昭和51年１月11日生
住所　東京都調布市多摩川３丁目33番地４
張淳　昭和58年４月29日生
住所　奈良県橿原市十市町834番地７
金秀貴　昭和46年５月12日生
蘇典子　昭和49年３月27日生
金未歩　平成14年１月16日生
金佳歩　平成16年６月３日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市萩園3161番地１―509号
金貞照　昭和63年１月23日生
住所　京都府福知山市字天田125番地２
鄭行子　昭和25年７月27日生
沈智惠　昭和57年６月10日生
沈直人　平成20年10月５日生
住所　福岡市東区千早５丁目５番43―911号
許慶一郎　昭和35年２月13日生
李暉美　昭和38年３月28日生
許見花　平成元年３月９日生
許笑美　平成２年11月26日生
許幸永　平成17年12月12日生
住所　埼玉県飯能市美杉台１丁目18番地５
呂佳叡　昭和63年１月７日生
住所　東京都練馬区大泉町２丁目38番２号
曹英順　昭和34年10月25日生
住所　名古屋市北区東味鋺３丁目1212番地
邊弘吉　昭和19年１月14日生

○財務省告示第二百五十四号

個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十一年七月十五日に発行した個人向け国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十一年七月二十八日

財務大臣　与謝野　馨

一　名称及び記号　個人向け利付国庫債券（固定・五年）（第十五回）
二　発行の根拠法律及びその条項　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項
三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四　発行額　額面金額で四千四百四十一億二千三百六十三万円
五　最低額面金額　一万円
六　振替単位　振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
七　発行日　平成二十一年七月十五日
八　発行価格　額面金額百円につき百円
九　利率　年〇・八二パーセント
十　初期利子　平成二十二年一月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十二号において「規定する期日」という。）。

$$額面金額\times\frac{0.82}{100}\times\frac{1}{2}$$

十一　第二期以後の利子　毎年七月十五日及び一月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
十二　償還期限　平成二十六年七月十五日
十三　償還金額　額面金額百円につき百円
十四　払込期日　平成二十一年七月十五日
十五　払込場所　日本銀行の本店又は支店
十六　中途換金の取扱い　中途換金の買取りは、平成二十三年七月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次の算式により算出した金額とする。

$$額面金額+経過利子に相当する金額-利子に相当する金額\times\frac{80}{100}\times4$$

十七　中途換金の特例　前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者を含む。）が、死亡したときにはその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあっては、当該市又は当該市の区とする。）の区域において、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）による救助の行われる災害が発生し、当該災害にかかったときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十三年七月十五日前であっても、当該個人向け国債の中途換金を請求することができるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。